

標準修得単位数（貸与・旧給付）

※各単位数は変更になる場合があります。予めご了承ください。
令和3年1月時点

【学部】

	教育人間科学部 人間文化課程	教育学部	経済学部	経営学部 (一般/社会人)	経営学部 (GBEEP)	理工学部	都市科学部
2年次 ※	-	33	31	31	33	31	31
3年次 ※	-	66	62	62	66	62	62
4年次 ※	-	99	93	93	99	93	93
年間標準修得単位数	31	33	31	31	33	31	下表のとおり

都市科学部 学科別「年間標準修得単位数」

	都市社会共生	建築/環境リスク共生	都市基盤学科
1・2年次 ※	31		20
3年次 ※	27	20	
4年次 ※	8		5

【大学院】（修士・博士前期課程）

	教育学研究科	国際社会科学府	理工学府/工学府	環境情報学府	都市イノベーション学府
2年次 ※	15	16	15	15	15
年間標準修得単位数	15	16	15	15	15

【大学院】（博士後期課程）

	国際社会科学府	理工学府/工学府	環境情報学府	都市イノベーション学府
2年次 ※	20	-	-	-
3年次 ※	20	-	-	-
年間標準修得単位数	-	-	-	-

【専門職大学院】（法科大学院、教職大学院）

	教育学研究科（教職）	国際社会科学府（法科）
2年次 ※	20	26
3年次 ※		55
年間標準修得単位数	20	26

学年（※）：令和3年4月1日現在

「適格認定」の認定区分

「奨学金継続願」を提出した年度末時点の修得単位数について標準修得単位数を満たさない場合、翌年度の奨学金受給にあたって下記いずれかの措置をとられる場合があります。

廃止	卒業延期が確定したため、又は、修得単位数が極めて少ないため、翌年度以降の奨学金の交付を取りやめます。（奨学生の身分喪失） 給付奨学生は、それがやむを得ない事由(*)によるものでない場合、その年度中に支給された奨学金を返還する必要があります。 なお、学業成績が「廃止」相当であっても「停止」によって学業成績が向上し成績不振の理由がなくなる見込みがある場合、「停止」となる場合があります。 (*)やむを得ない事由：本人及び家族の病気等の療養・介護など本人の努力不足とはいえないものであると認められるもの
停止	学業成績が「廃止」に該当するが、1年以内に当該事由が止む見込みがある場合、翌年度1年間奨学金の交付を停止します。
警告	奨学金の交付を継続するが、学業成績が回復しない場合は、次回の適格認定時以後に奨学金の交付を停止し又は奨学生の資格を失うことがあります。

- ・「廃止」「辞退」ともに返還の手続きが必要です。貸与終了後も在学する場合は、「在学猶予願」の提出が必要です。
- ・「停止」は、翌年度の適格認定で停止事由がなくなったことが確認でき、本人から奨学金再開の願い出があった場合は「復活」できることがあります。
- ・最短修業年限を超えて在学する場合には、原則奨学金の貸与資格がありません。（留学、休学による場合を除く）
- ・標準修得単位数は目安であり、この単位を修得していても卒業・修了できない可能性があります。卒業要件等については、各学部・大学院の学務担当係へご確認ください。